

第1回さいたま市障害者政策委員会会議録（案）

日時：平成27年6月30日（火）14：00～

会場：与野本町コミュニティセンター多目的ルーム（大）

次 第

- 1 開 会
 - ・福祉部長挨拶
 - ・委員紹介
 - ・委員長の選出
- 2 議 題
 - ・第7回障害者政策委員会会議録の承認
 - ・障害者総合支援計画（2012～2014）の進捗状況の報告について
 - ・誰もが共に暮らすための障害者の権利の擁護等に関する条例について
- 3 そ の 他
 - ・手話言語条例（仮称）について
 - ・指定障害福祉サービス事業所における障害者虐待事案について
 - ・さいたま市における障害を理由とする差別の解消の推進に関する対応要領について
- 4 閉 会

配布資料

- ① 第1回さいたま市障害者政策委員会次第
- ② 第1回さいたま市障害者政策委員会座席表及び委員名簿
- ③ 第7回さいたま市障害者政策委員会会議録（案）
- ④ さいたま市の障害者施策の推進体制
- ⑤ 資料1 障害者総合支援計画2012～2014 平成26年度実施状況
- ⑥ 資料2 ノーマライゼーション条例の施行状況について
- ⑦ 資料3 さいたま市誰もが共に暮らすための権利の擁護等に関する条例
- ⑧ 資料4 さいたま市障害者も健常者も共に地域で暮らせるノーマライゼーション条例（仮称）について（最終報告）案
- ⑨ 条例の簡明版冊子
- ⑩ 「さいたま市手話言語条例（仮称）」の制定を求める意見書他（川津委員提出）
- ⑪ 指定障害福祉サービス事業所における障害者虐待事案について
- ⑫ 障害者差別解消法の概要等資料

出席者

委員・・・石井委員、岡田委員、荻原委員、河崎委員、川津委員、河西委員、斎藤委員、鈴木委員、高濱委員、田口委員、遅塚委員、富田委員、長岡委員、日根野谷委員、平野委員、宮部委員、山崎委員

事務局・・・福祉部長、福祉部次長、障害福祉課長、小島補佐、山田補佐、杉井係長、小杉係長、新藤係長、ノーマライゼーション推進係担当、障害者総合支援センター、健康増進課、こころの健康センター、精神保健課、疾病予防対策課、ひまわり学園総務課、指導2課

傍聴者の数 9名

1 開会

(事務局)

大変お待たせいたしました。本日は、皆様お忙しい中、障害者政策委員会にご出席いただきありがとうございます。

私は、障害福祉課課長補佐兼ノーマライゼーション推進係長の小島と申します。どうぞよろしくお願いいたします。

本日は、第7期さいたま市障害者政策委員会として、初めての委員会でございますので、後ほど委員長が選出されるまでの間、事務局の私が進行役を務めさせていただきますので、よろしくお願いいたします。

まず、今回の委員さんの出席状況ですが、出席委員16名、欠席委員3名、遅れるとの連絡をいただいている委員が1名ですので、さいたま市障害者政策委員会条例第5条第2項の規定により、委員の過半数がご出席されておりますので、本日の会議は成立いたします。

次に、お手元の資料の確認をさせていただきたいと存じます。

- ①第1回さいたま市障害者政策委員会次第
- ②第1回さいたま市障害者政策委員会座席表及び委員名簿
- ③第7回さいたま市障害者政策委員会会議録(案)
- ④さいたま市の障害者施策の推進体制
- ⑤資料1 障害者総合支援計画2012～2014 平成26年度実施状況
- ⑥資料2 ノーマライゼーション条例の施行状況について
- ⑦資料3 さいたま市誰もが共に暮らすための権利の擁護等に関する条例
- ⑧資料4 さいたま市障害者も健常者も共に地域で暮らせるノーマライゼーション条例(仮称)について(最終報告)案

⑨条例の簡明版冊子

⑩「さいたま市手話言語条例（仮称）」の制定を求める意見書他（川津委員提出）

⑪指定障害福祉サービス事業所における障害者虐待事案について

⑫障害者差別解消法の概要等資料

以上、12点でございます。併せて川津委員より手話言語条例に関するシンポジウムのチラシ、岡田委員より「リカバリーに際限はない!! : WRAPがもたらしたもの」というチラシと「長期療養が必要な家庭のメンタルヘルス」という冊子を併せて配布させていただきました。よろしくお願いいたします。資料の方はよろしいでしょうか。

ここで1点、委員の皆様の御了解を得る必要がございます。まず、委員名簿の公表でございます。本委員会は「さいたま市情報公開条例第23条の規定に基づき、原則として一般の方に公開することとなっております。会議録も作成し、公開となります。各区役所の情報公開コーナーにおいて、市民の閲覧に供することとなりますので、会議資料につきましても会議録に添付して公表したいと考えております。

お手元の資料の委員名簿をご覧ください。名簿の中には、氏名のほかに所属や役職の記載がございます。これにつきましては、個人の職業や活動に関する情報でありますので、内容に誤りがないかご確認をいただくとともに、この場で皆様のご了解を得たうえで公表したいと存じます。

次に会議の傍聴についてでございますが、先ほど申し上げましたように本日の会議は公開となっております。先ほど確認したところ、傍聴を希望する方9名がこの会場にお越しでございますので、傍聴を許可するとの御了解を併せてお願いいたします。

（委員一同 異議なし）

（事務局）

それでは、ただ今より「第1回さいたま市障害者政策委員会」を開会させていただきます。開会に当たりまして、福祉部長の志村より挨拶を申し上げます。

（福祉部長）

皆様、こんにちは。さいたま市保健福祉局福祉部長の志村と申します。どうぞよろしくお願いたいと思います。

皆様 ご多忙中にもかかわらず、さいたま市障害者政策委員会の委員をお引き受けいただきましたこと、また、本日、第1回の委員会にご出席くださいましたことに、重ねて御礼申し上げたいと思います。

さて、本年4月から新たな障害者総合支援計画がスタートいたしました。これまで障害者政策委員会の皆様からは、計画の策定をはじめといたしまして、本市の障害者施策の推進について数々の貴重な御意見を頂戴してまいりました。

平成 26 年 1 月には障害者権利条約が批准され、来年 4 月には、障害者差別解消法が施行されるなど、障害者を取り巻く施策や状況は大きな変革の中にございます。委員の皆様方におかれましては、こうした重要な時期に、本市の障害者施策について御審議をいただくことになります。

とりわけ、平成 23 年 4 月に施行されました「ノーマライゼーション条例」については、施行後 5 年を目途として検討を加えることとしておりまして、この後の議題で詳しく説明させていただきますが、皆様には、それぞれのご経験やお立場から忌憚のないご意見を賜りたいと考えておりますので、どうぞよろしくお願ひしたいと存じます。

本市といたしましても、ノーマライゼーション条例の理念の更なる実現のため、引き続き障害者施策の推進に取り組んでまいります。委員の皆様のご理解ご協力を賜りますようお願い申し上げます、簡単ではございますが、委員会の開会に当たりましての私からの挨拶とさせていただきます。本日はどうぞよろしくお願ひいたします。

(事務局)

ありがとうございました。続きまして、委員の皆様方を紹介させていただきます。それでは、順にお名前を読み上げますので、一言ご挨拶をお願ひいたします。

～ 委員紹介 ～

(事務局)

ありがとうございました。

続きまして、ご欠席の委員さんですが、本日は、滝澤委員、比嘉委員、星委員が欠席となっております。次回以降のご出席の際に改めてご紹介させていただきたいと思っておりますので、よろしくお願ひいたします。

続きまして、事務局職員の紹介をさせていただきます。

～ 事務局職員紹介 ～

なお、障害福祉課長の吉野は他の公務の都合で遅れておりますので、後ほど改めましてご紹介させていただきたいと存じます。

以上をもちまして、委員並びに事務局の紹介を終わらせていただきます。

なお、川津委員には、手話通訳の方がいらっしゃいますので、よろしくお願ひいたします。

福祉部長の志村でございますが、この後、所用がございますので、ここで退席とさせていただきます。

～ 志村部長退席 ～

(事務局)

それでは、本日は第1回の委員会ということで、委員長が選出されておられませんので、「さいたま市障害者政策委員会条例」第4条第1項の規定によりまして、「委員会に委員長を置き、委員の互選によりこれを定める。」とされておりますので、どなたかご推薦がございましたら、挙手をしてご指名いただきたいと思います。

～ 岡田委員挙手 ～

(事務局)

はい、岡田委員さん。

(岡田委員)

私は、本委員会の前委員長としてこれまで委員会の進行やとりまとめにご尽力され、また、障害者施策の動向やこれまでの委員会の経緯についても大変よくご存じの平野先生にお願いをしてはどうかと思いますがいかがでしょうか。

(事務局)

ただいま岡田委員から委員長に平野委員を、というご発言がございましたが、委員の皆様いかがでしょうか。

(委員一同 異議なし)

(事務局)

ありがとうございます。それでは、本委員会の委員長は平野委員にお願いをすることといたしたいと思います。平野委員、どうぞよろしくお願いいたします。

恐れ入りますが、平野委員には委員長席のほうにお移りいただき、委員長就任のご挨拶をいただければと思います。

(平野委員長)

ただ今、岡田委員さんの方から推薦をいただき、皆様方にご了解をいただきまして委員長の席に座らせていただきます、平野でございます。

今日初めてこの委員会にご参加される方もいらっしゃいますので、気持ちを改めて始めていきたいと思っております。先ほど部長の方から話があったように、この4月から市の新しい計画が始まった訳でございます。この障害者総合支援計画は、障害者総合支

援法が施行されてから初めて、そして、国連の障害者権利条約を受けて初めの計画ということで、日本中の地方自治体でこうした計画がつけられた訳です。

さいたま市は置いておき、全国の自治体の状況を見てみると、残念ながら、本当に新しい障害者総合支援法の理念を受けたものとなっているのか、それから権利条約を受けたものになっているのかというと、うーんと首をかしげるものもごございます。

さいたま市の場合、既に制定したノーマライゼーション条例自体が障害者権利条約の理念を受けてつくったという経緯があったため、スタートラインから国連の条約の考え方が入っていたと思います。もちろん完全なものかどうかは皆さんにもご議論があるところだと思いますが、そういった意味では、さいたま市として新しい理念や新しい権利条約の考えをこの機会に具体化するという役割を持っていると思いますので、よろしくお願ひしたいと思います。

さて、これも福祉部長からお話がありましたように、この期を考えると、条例の施行から5年目の見直しということでございまして、条例の施行の状況、新しい施策の状況、これを含めて議論をしていきたいと思ひます。

ご存じのように国の方でも総合支援法に関して、3年目の見直しというものがスタートしております。平成25年に障害者自立支援法から総合支援法に移りまして、その際、3年を目途に議論をするということで、国でも議論が始まっております。既に5項目の議論を中心に進んでいるところで、先日も厚生労働省の方と意見交換をしたのですが、予想以上に早いテンポで進んでいるという状況でございます。来年の通常国会に法律の改正案を出すということですが、既に内々の一次案ができており、この7月には関係団体とのヒアリングに入り、9月頃には中間とりまとめを予定しているということで大変早いピッチで進めているというような状況が伝わってきています。

そうした意味では、国における3年目の見直し、さいたま市の条例の5年目の見直しなどを踏まえながら、先ほど申し上げた障害者権利条約の理念をさいたま市で具体化していく、そしてこのノーマライゼーション条例の中身が伴うような推進に努めていきたいと思ひますので、皆さんのご協力をお願ひする次第でございます。

最後にもう一つお願ひがございまして。前期から引き続いての方はご存じだと思いますが、私が大変せっかちなものですから、次々と皆さんに発言を振ってしまうことが多いということで、面食らう方も多いと思ひますが、ぜひ意見をたくさん出していただきたいと思ひます。これはお願ひですけれども、今回公募委員になっていただいた河西委員さんと日野根谷委員さん、お二人には市民の代表という立場でご参加をいただきましてありがとうございます。市民として、また当事者として、そうした目で、ご意見を出していただければ、というお願ひをさせていただく次第でございます。

これから2年間の任期となりますが、皆様のお力をいただきながら進めてまいりたいと思ひますので、どうぞよろしくお願ひいたします。

それでは、これからは、私のほうで議事の進行を務めさせていただきます。

まず、委員長職務代理者の指定でございます。いつ私に何があるかわからないということで、代理を決めておくようにという趣旨で「さいたま市障害者政策委員会条例」第4条第3項に「委員長に事故があるときは、あらかじめ委員長が指名する委員がその職務を代理する。」と規定されております。

大変僭越ではございますが、規定に基づき、私のほうから職務代理者を指名させていただきたいと存じます。

これまで代理を務めてこられて、政策や委員会の運営にも大変明るい斎藤委員を職務代理者をお願いしたいと存じます。斎藤委員よろしいでしょうか。

(斎藤委員 了承)

(平野委員長)

ありがとうございました。それでは、斎藤委員に代理をお願いしたいと思います。これより議題に入らせていただきますが、まず、お手元の次第をご覧くださいませか。本日ですが、議題として3つございます。今日は第1回目ですので、事務局の方から共通の認識を持てるようにしたいということで、計画の進行状況ですとか、今年の課題となっております、条例ですね。これについて理解をしていただきたいということです。それからその他ということで川津委員さんの方から手話言語条例について、それから事務局の方から報告事項が二つということでございます。

2 議事

第7回さいたま市障害者政策委員会会議録の承認

(平野委員長)

最初に第7回障害者政策委員会の会議録ですが、これは前の期の委員会のものになっております。お手元にこの会議録が配られているかと思いますが、既に前の期の方にも確認をいただいておりますが、かたちとしては次の委員会、つまりこの委員会で承認いただければと思います。これでよろしいでしょうか。

(委員一同 異議なし)

(平野委員長)

ありがとうございました。それでは、最初に総合支援計画についてですね。

障害者政策委員会について

(事務局)

すみません。まず計画の説明の前に、本市の障害者施策の推進体制についてご説明いたします。お手元の1枚目「さいたま市の障害者施策の推進体制」という資料をご覧ください。

この「さいたま市障害者政策委員会」につきましては、今回初めて参画された委員さんもいらっしゃいますので、今一度確認の意味も含めまして、体制について簡単に説明をさせていただきます。

この委員会は、都道府県と指定都市で必ず置かなければならない附属機関でございます。お手元の資料の裏面に「参考：障害者基本法抜粋」という資料の下段になりますが、障害者基本法第36条第1項第2号に当該都道府県、ここは指定都市と置き換わるのですが、「障害者に関する施策の総合的かつ計画的な推進について必要な事項を調査審議し、及びその施策の実施状況を監視すること」、また、第3号に「障害者に関する施策の推進について必要な関係行政機関相互の連絡調整を要する事項」を調査審議する合議制の機関として規定されているものでございます。

同条第3項には、合議制の機関の組織及び運営に関し必要な事項は、条例で定めることとなっておりますので、次のページの「さいたま市障害者政策委員会条例」を制定しております。

1枚目の「さいたま市障害者施策の推進体制」という資料をご覧ください。「本障害者政策委員会」、「誰もが共に暮らすための市民会議」、「さいたま市」の関係を示したものでございます。障害者施策の実施状況や課題について意見交換を行う場として設置されております市民会議からの意見を踏まえ、本委員会で市全体の障害者施策のあり方や条例の推進状況のチェックを行い、市に対して提言を行う役割を担っております。

また、当委員会の開催につきましては、本年度は年3回程度の開催を予定しており、今回委嘱をさせていただいた皆様方におかれましては、今後二年間にわたって、さいたま市の障害者福祉の発展のために特段のお力添えを賜りますようお願い申し上げます。まず、推進体制の説明については以上でございます。

(平野委員長)

ありがとうございました。これについてはよろしいでしょうか。それでは次の議題に移らせていただきます。

障害者総合支援計画（2012～2014）の進捗状況の報告について

(事務局)

続きまして、障害者総合支援計画（2012～2014）の進捗状況について説明いたします。

資料1をご覧ください。

委員の皆様には既にご案内しておりますが、平成27年度から新たな計画がスタートしておりまして、本日は前の計画期間の最終年度の実施状況についてご説明をいたします。

まず3ページをご覧ください。障害者総合支援計画に記載した関連事業は156事業、重点プログラムとして別に記載した事業は24事業でございます。全庁の各所管課に実施状況について照会したところ、平成26年度の実績として、「適切・十分」とのA評価が51、「概ね適切・概ね十分」とのB評価が109、「改善の余地がある」とのC評価が20事業ございました。

中段のグラフをご覧くださいと、適切、概ね適切を合わせた評価が、事業の88.9%を占め、全体としては、計画が概ね順調に進んだものと認識しております。

次に、4つの基本目標ごとの進捗状況について御説明いたします。4ページをご覧ください。まず、「基本目標1. 障害者の権利の擁護の推進」についてですが、A、B合わせた事業は15事業となっております。

主な実績といたしましては、虐待が生じた際の一時保護居室の確保、ブラインドサッカーの国際親善試合のノーマライゼーションカップの開催、市民会議を年3回開催し、計画に関する意見交換の実施などが挙げられます。

課題といたしまして、ノーマライゼーション条例の認知率が目標値の90%に対して、28%にとどまっていること、職員の研修が一部にとどまったことなどが今後の課題と認識しております。

次に、5ページの「基本目標2. 質の高い地域生活の実現」についてですが、A、B合わせた事業は61事業となっております。

こちらにつきましては、障害者に対する総合的な支援として各種福祉サービス等を概ね見込どおり実施できているものと考えております。このほか自立支援協議会における相談支援体制の検討、手話講習会や要約筆記者養成講習会の実施、新たな基幹相談支援センターの整備などを図りました。

課題等といたしまして、今後の障害者総合支援法の見直しの動向、障害者生活支援センターの相談員の加配、発達障害者支援体制の更なる検討などに取り組むことが必要と考えています。

次に6ページをご覧ください。「基本目標3. 自立と社会参加の仕組みづくり」についてですが、A、B合わせた事業数は36事業となっております。

意思疎通等が困難な障害者に対する施策など5つの施策を展開しております。中でも障害者総合支援センターを拠点とした就労支援については目標以上の大きな成果、目標80人以上に対し174人の実績をあげたところです。

一方で、災害時要援護者名簿の活用や福祉避難場所の設置、多様な情報保障手段の提供、外出や移動支援に関する持続可能なサービスや制度について検討していく必要があ

と考えております。

次に、「基本目標 4. 生涯にわたる発達の支援についてですが、A、B 合わせた事業数は 26 事業となっております。

教育関係機関によるネットワークの構築が進み、学校への支援を 1,700 件以上実施したほか、特別支援学級の設置率が 59.4%になるなど、児童生徒が身近な地域で学ぶことができる取組を推進いたしました。

一方で総合療育施設における待機期間の長期化や教育関係機関への相談件数の増加など支援のニーズは高まっております。そしてそうした相談にこたえていくためにも市の相談支援体制の一層の充実強化が求められておりまして、職員や教員の資質の向上を図っていくことが必要と考えております。

次に 8 ページをご覧ください。重点プログラムについてですが、合計で 24 事業となっております。これまでのご説明と重複する部分もございますので、詳細の説明は省略いたしますが、4つの項目について、実績と課題をとりまとめて記載いたしましたので後程ご覧いただければ、と思います。

9 ページからは、これまでご説明申し上げました事業の個別評価の一覧となっております。お時間の都合で個別事業のご説明は省略いたしますが、昨年度と同様に評価の判断基準となった目標と平成 26 年の実績、それから A B C D の評価を記載いたしました。

昨年度もご説明させていただき、また委員からもご指摘もいただきましたが、掲載事業の中には明確な数値目標を掲げることが難しい事業が多く含まれております。また目標値に対する実績をどう評価するのかという点について、統一した判断基準によることが難しく、評価者の主観により評価が変わり得るケースもございます。当然、市の内部評価について、委員の皆様の評価と異なる場合もあろうかと思いますが、御指摘につきましては真摯に受け止め、今後の新たな計画の進行管理に生かしてまいりたいと考えております。

次に、ページが少々飛びますが、16 ページをお願いいたします。第 3 期障害福祉計画部分になります。障害のある方が施設や病院から地域生活へ移行する目標数値を定め、障害福祉サービス等の見込を定めた障害福祉計画部分についての御説明をいたします。

17 ページをお願いします。(1) 施設入所者の地域生活への移行ですが、平成 17 年 10 月 1 日現在の入所者数 728 人を 10%移行すべく、73 人という減少見込数の目標を掲げております。

現在の入所者数は 723 人ということで、減少数は 5 名にとどまっていることから、進捗状況は 6.8%という大変厳しい状態となっております。また、平成 26 年度末現在の地域移行者数は 61 人であり、平成 26 年度末の目標人数 219 人に対して、27.9%にとどまっております。

次に、(3) 福祉施設から一般就労への移行につきましては、平成 26 年度に就労移行者 80 人という目標ですが、平成 26 年度には 113 人という実績であり、目標を 41.3%

超える 141.3%という状況でございます。

18 ページをお願いいたします。(4) 就労移行支援事業の利用者数については、昨年度 328 人の利用者があり、平成 26 年度末の利用見込み者数 500 人に対し、73%となっております。

(5) 雇用契約に基づく就労が可能な A 型の利用者につきましては、1000 人中 100 人の利用という 10%の目標に対し、実績では 17.0%となっていることから、目標の 170%という状況でございます。

最後になりますが、サービス見込量の実績につきましては、19 ページと 20 ページのとおりとなっておりますので、後ほどご覧いただければ、と思います。

以上、平成 26 年度の障害者総合支援計画の進捗状況について御説明させていただきました。冒頭申し上げましたように平成 27 年度からは新たな計画がスタートしております、事業も変更しているものがございますが、実施状況に関するご意見や考え方については今後の参考にさせていただきたいと思っておりますので、よろしくをお願いいたします。説明は以上でございます。

(平野委員長)

ありがとうございました。ただ今事務局の方からご説明をいただきました。最初に確認ということで、さいたま市の障害者施策の推進体制ですが、資料に丸い矢印があると思います。大きく分けると 3 つありまして、条例や計画をどう進めるかということで 1 つはこの障害者政策委員会です。

この政策委員会ですが、今日初めてご参加される方もいらっしゃいますので、説明しますと、これまでは「障害者施策推進協議会」という名前を使っておりました。「施策」を「推進する」、つまり施策をつくるのではなく、市の方が政策をつくって、それをここで応援しましょうということでした。これは国もそうでした。

しかし、障害者権利条約の理念である、障害者のことに関して、「自分たちを抜きに決めないで」ということで、当事者の意見を反映するということが、他で作ったものを推進するのではなく、ここで議論しましょうということ、「障害者政策委員会」という名前に変えました。

そんなことでこの場でできるだけ議論してつくっていきましょうということで、委員会の構成は、障害当事者の方、ご家族の方にできるだけたくさん入っていただくという考え方をもっているところでございます。そのため、市の方に意見を言ったり、提言を行ったりする、また検証を行ったりするというかたちになっています。

そして、もう一つ、この市民会議というものがございます。これは条例をつくるときに 100 人委員会という名前でたくさんの市民の方に参加していただきましたけれども、やはり政策を進めるうえで、障害のあるなしに関わらずたくさんの市民の方の意見を聞いていこうということでございます。もちろんこの委員会も必要ですが、もっと広い市

民の会議でもっといろいろと議論をしてもらって、それをこの障害者政策委員会の意見に反映して、障害者政策委員会から市の方に意見を出すという構造になっています。

特に市民会議については全国的に見てもこうした仕組みをもっているところは他にないと言っていいくらいで、さいたま市独自のスタイルです。

それから政策委員会という名前をもっているところも少数です。ほとんどが施策推進協議会です。他のところで施策をつくって、ここで進めていくということではなく、ここで議論をしていく。皆様方には当事者という意味も含めて考えていただきたいという位置付けになっております。

それから資料1ですが、事務局から説明があったようにこの3月まで期間があった前期の計画、その通信簿というふうに思えばいいと思います。成績表です。もちろんオール5ならいいのですが、そう簡単には行きませんで、中にはC評価もありましたということで示されておりますけれども、だいたいこうして進んできたということでございます。

それから皆さん方もご存じだと思いますが、さいたま市の障害福祉計画は二つで構成されておまして、条例に基づく独自の計画の部分と国の障害者総合支援法に関わる部分と二つあります。条例と障害者全体にかかっているのが前半の15ページまでのところ、16ページからが障害者総合支援法に基づく障害福祉に関する部分となっています。ここまで駆け足でしたが、何かご質問などございますか。

(宮部委員)

育成会の宮部と申します。事前に資料を読ませていただいたのですが、先ほど事務局の方からこれは市の内部評価であるという説明がありましたが、これは事業に関わった方が評価しているのでしょうか。それとも全く別の方が評価しているのでしょうか。それが一つ。

もう一つ、疑問があったのは資料の12ページの113番に「福祉のまちづくりの推進」という項目がありますが、これは福祉のまちづくり推進協議会というところでやっているのですが、ここがC評価となっています。私ども育成会もこの推進協議会に何度か関わらせていただき、学校の生徒などとも一緒に関わらせていただいたのですが、私ども育成会としては平成26年度に学校の生徒さんとつくりあげたものが一番良かったし、最高の評価だと思いました。理由は関わった学校の先生方が大変積極的に取り組まれ、非常に一生懸命やっていただいたと。そのことで、子どもたちも私たち育成会の話をしっかり聞いてくれましたし、とてもしっかりと受け止めていただいたと思います。それにも関わらず、このC評価となっているのを見ると、いったいどこを評価したのかと率直に疑問を感じました。

内部評価ということで、この福祉のまちづくりの推進に関わって頂いた方が自的に評価をされたのかどうかというところに興味があります。

(平野委員長)

評価の仕方がどうなっているかということですが、いかがでしょうか。

(事務局)

事務局でございます。こちらの事業の評価については資料の一番右の欄に担当課という項目がございますが、その事業を実施している所管課が評価をしたということで、先ほども申しあげましたように、内部評価ということになっております。

(事務局)

本日、担当の福祉総務課が出席していないのですが、これをC評価とした理由については、資料の12ページの113番のところですが、成果指標として、学校との連携によるモデル地区事業の参加者が170人という目標に対して、82人とどまったこと、それから福祉のまちづくり資金利子補助件数が目標2件に対して、実績が0件にとどまったということをもってC評価にしたと担当課からは伺っております。以上です。

(平野委員長)

よろしいですか。一つは自己評価ですから、計画の目標に対して数だけで見たと思うのですね。今、宮部委員がおっしゃったような質的な評価は抜け落ちていると思うのですね。こうした今のような発言をしていただければ、と思います。他にいかがでしょうか。はい、川津委員さんどうぞ。

(川津委員)

川津です。確認したいことがございます。新しい委員さんはわからないかもしれませんが、委員の任期の期間が第3条のところで2年間と書いてあります。このことについて事務局からの方針として、委員の任期は2年間ですが、上限として3期までという内容があったかと思えます。

先ほどの事務局の説明ではそのことについての話がありませんでした。また資料の中にもありません。そのことがわかるもの、附則などで任期がわかるものがあるのか、そのあたりを教えていただければと思います。確認させてください。

(事務局)

委員の任期が3期、6年までというお話は、昨年の障害者政策委員会でさせていただいたところですが、まず、条例上は委員の任期は2年となっておりますが、これと別にさいたま市全体の附属機関の就任期間の上限を原則6年と定めた要綱がございます。今回の委員さんの改選に当たってはそのルールに則って委員さんをお願いしてきたとこ

ろでございます。申し訳ありませんが、本日はその根拠となる要綱を用意しておりますので、よろしければ、後ほど、その要綱を川津委員さんに提供させていただきたいと存じます。よろしいでしょうか。

(平野委員長)

他にありますでしょうか。先ほど福祉計画のところ、施設の移行が遅れているという話がありましたので、すみませんが、長岡委員からその福祉計画のあたりがなかなか進んでいないというところについてお話させていただきたいと思います。それから学識経験者ということで、遅塚委員さんにお越しいただいていますので、全体の講評をお願いしたいと思います。

(長岡委員)

長岡です。急に話を振られると弱いのですが、17 ページの地域移行のところ、毎回思うのですが、施設入所者の移行が進んでいないことについて、入所者数を減らしていくというのは国の方針で、この場でも確認されていると思うのですが、なぜ、減らないのかということです。

埼玉県の話をしていただきますと、現在の埼玉県全体の待機者数が900人を超えて、980人くらいになっているという実情がございます。やはり埼玉県独自の、さいたま市独自の、それぞれ課題があるのであれば、その解決のためにこの目標があるのであればもう少し踏み込んで取り組んでいくことが必要ではないでしょうか。

例えばグループホームの設置と入所定員の削減は密接な関わりがあると思いますが、私たち事業所の側にしてみますと、グループホームを容易に増やしていけないという実情がございますので、数値目標とは別にそのためにこういうところを進めいくということを一層明らかにしていっていただければいいのではないかと思います。以上です。

(遅塚委員)

計画については、これまで、私自身がつくるお願いをしたり、あるいはつくっていかなければならないかったり、いろいろな立場で関わってきましたけど、計画って非常に難しいですね。どうしても数字で代表させないと評価ができないけど、非常に複雑なことをやっている中で、数字だけ挙げても逆に誤解されてしまうことがあります。

ですので、我々がこうぱっと資料を見てもわからないし、この評価の基準を見ても、私に関わってきたところと言えば、例えば10 ページの下のところ、相談支援に関するのですが、サービス調整会議で目標が600件で、実績が683件なのにC評価になっていたり、その下のサービス利用計画の作成でも、指定特定相談支援事業所数を20箇所にするという目標を立てて、36箇所の実績があってもB評価になっていたり、これだけ見ても正直わからない。たぶん相談支援事業所がたくさんできて、

計画相談自体がうまくいっていないということで、担当課が自分の判断でB評価にしたのかもしれないとか想像するわけですがけれども、そこはあくまで想像ですので、細かく一つ一つ見ていかないとわからないなど。

先ほど平野委員長から説明がありましたが、計画の前半は福祉のものだけではなくて、すべての分野、それこそ住宅ですとか、労働ですとか、交通関係ですとか、すべて入っている部分なので、計画と目標を各部署につくっていただいて、終わった後に評価する。福祉は福祉だけということになりがちの中で、そういったことを他のセクションの方に意識していただくこと自体が意義のあることではないかと思えます。以上です。

(平野委員長)

ありがとうございました。計画についてはまた毎年度議論していきたいと思っておりますので、今日はいったんここまでということにして、次の議題に移らせていただきたいと思っております。ここで高濱委員がまいりましたので、事務局からご紹介をお願いいたします。

～ 高濱委員紹介 ～

(平野委員長)

はい、ありがとうございました。

誰もが共に暮らすための障害者の権利の擁護等に関する条例について

(平野委員長)

それでは次の議題で条例について、事務局からご説明をお願いいたします。

(事務局)

それでは、議題の3点目ですが、お手元の資料2及び資料3をお願いいたします。ノーマライゼーション条例の施行状況についてでございます。

本市では、平成23年4月に、障害者に対する虐待防止や差別解消を目的とした「さいたま市誰もが共に暮らすための障害者の権利の擁護等に関する条例」、いわゆる「ノーマライゼーション条例」を制定しておりまして、本日は、この条例の施行状況について、皆様にご説明をさせていただきたいと考えております。

資料2を1枚おめくりいただきまして、1ページをお願いいたします。そもそもこの議題を取り扱う理由でございますが、条例の附則に、「施行後5年を目途として、障害者に係る法制度の動向を勘案し、この条例の施行の状況について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講じるものとする」という規定がございまして、施行から4年を経過した現時点における状況について皆さまと共に検討してまいりたいということ

でございます。

条例の制定過程ですが、委員の中には条例の制定に携わっていただいた方も多くいらっしゃると思いますが、新たに委員になられた方もおられますので、この条例を制定した過程について簡単にご説明したいと思います。

平成 18 年 12 月に国連の障害者権利条約が採択されたことなどを踏まえまして、地方自治体の中には、国の法整備に先駆けて独自の障害者差別解消条例を制定する動きがございました。具体的には千葉県が平成 19 年に条例を制定したことを皮切りに、全国の都道府県や市町村で検討がされてきたという経緯がございます。

本市におきましては、平成 21 年 5 月に条例の制定を公約に掲げた清水市長が当選し、11 月には市長のマニフェストをベースにした「しあわせ倍増プラン 2009」におきまして、平成 22 年中に条例を制定することとしたことが契機となっております。

同月には、先ほどの平野委員長のご説明にもございましたが、この障害者政策委員会の前身である障害者施策推進協議会に対して、市長からの条例についての諮問がなされました。推進協議会での具体的な検討組織として、学識経験者、福祉事業者、当事者、教育委員会の職員など 12 名で構成される条例検討専門委員会を設置いたしますとともに、障害の有無や種別にかかわらず、市民が主役となって条例づくりについて意見交換を行う「条例について話し合う 100 人委員会」を設置し、ともに 1 年に満たない短い期間の中で 10 回程度開催し、精力的な議論を行いました。

平成 22 年 4 月には関係団体へのヒアリングを行い、平成 22 年 9 月には条例案の中間報告を市長に提出いたしました。その後、タウンミーティング、パブリック・コメントなどを経て、12 月には市長に対して条例案の答申を行いました。

条例案については市議会平成 23 年 2 月定例会に上程し、ご審議を経て可決いただきまして、平成 23 年 4 月に条例施行に至っております。

条例の概要でございますが、全国の指定都市で初めてとなる条例として、検討過程では、先ほど申し上げましたが、市民が主体となり議論を重ねていく「100 人委員会」を設置いたしました。この委員会は他自治体にはない本市独自の取組でございまして、現在も市の施策等について意見交換を行っている「誰もが共に暮らすための市民会議」として引き継がれております。条例は障害者権利条約に即して制定され、「合理的配慮に基づく措置」について包括的に規定しております。また、障害者虐待や差別に関する相談窓口の位置付けや障害者権利擁護委員会の設置など、権利擁護の仕組みを整備しております。

2 ページをお願いいたします。近年の国の障害福祉関係の法整備の状況でございますが、平成 23 年 4 月にノーマライゼーション条例が施行された後もさまざまな動きがございまして、来年 4 月には障害者差別解消法や改正障害者雇用促進法が施行されることとなっております。

次に 3 ページをお願いいたします。障害者数の推移についてでございます。全体的に

増加が進んでいる状況でして、まず身体障害者手帳の所持者数については、平成 23 年度 30,200 人から平成 26 年度は 32,832 人と 2,632 人増加しております。

次に療育手帳の所持者数ですが、5,550 人から 6,345 人と 825 人増加しております。

4 ページをお願いいたします。精神障害者保健福祉手帳の所持者数については 5,639 人から 7,863 人となり、2,224 人の大幅な増加となっております。

自立支援医療利用者につきましては、大半が精神通院を対象としたものとなっておりますが、12,886 人から 15,566 人と 2,680 人の増加となっております。

次に 5 ページをお願いいたします。条例の認知率についてでございます。市では毎年無作為抽出した 5,000 人の市民を対象に市政に関する意識調査を行っておりまして、この調査の一つの項目として条例についても平成 26 年度まで毎年伺ってきたところでございます。

条例の意味や内容なども知っている方と制定されたことは知っているという方を合わせた割合は、平成 23 年度は 23.9%、平成 24 年度は 18.9%、平成 25 年度は 14.0%、平成 26 年度は 28.0%となっております。

次に 6 ページをお願いいたします。こちらは現在の障害者総合支援計画の策定に当たって、平成 25 年 11 月に実施した障害当事者の方を対象としたアンケート調査の結果でございます。

条例の意味や内容なども知っている方と制定されたことは知っているという方を合わせた割合は、身体障害者の方で 21.8%、知的障害者の方が 43.2%、精神障害者の方が 21.1%、難病患者の方が 26.8%、発達障害者の方が 67.4%となっております。身体障害、知的障害、精神障害の方については手帳所持者の中から無作為抽出したものであり、難病患者については見舞金支給者の中から無作為抽出したものでございます。発達障害の方については対象者を市で把握しておりませんので、埼玉県自閉症協会さんと親の会「麦」さんという親の会を通じて調査をさせていただきました。このことが発達障害者の方の認知率が高いことに大きく関係しているものと考えております。

7 ページをお願いいたします。条例の周知・理解促進に係る取組でございますが、まず条例の制定にあたっては、条例について理解を深めることを目的に、シンポジウムや学習会を開催いたしました。また市のホームページに特設した「ノーマライゼーション条例制定WEB」を制定し、条例に関する様々な情報を発信してまいりました。

条例の制定後は、各区の区民まつりにおける啓発グッズの配布でありますとか、Jリーグチームとのタイアップによる周知活動や手話応援の実施でありますとか、ブラインドサッカーの国際親善試合であるノーマライゼーションカップの開催でありますとか、障害者と健常者がスポーツを通じて交流を深めるユニバーサルスポーツフェスティバルの開催などに取り組んでまいりました。

また、お手元に黄色い冊子を配布させていただいておりますが、条例の内容を小学生にもわかりやすく説明した簡明版冊子を作成し、毎年小学校 6 年生全員に配布し、授業

等での活用等について配慮をお願いしております。

8 ページをお願いいたします。条例施行後の障害者差別に関する相談件数でございますが、平成 23 年度は 5 件、平成 24 年度は 7 件、平成 25 年度は 4 件、平成 26 年度は 9 件となっております。相談件数が 1 桁にとどまっている理由としては、相談体制そのものについて認知されていないという問題のほか、障害者の方にとって障害を理由とした差別や不当な取り扱いを受けたこと自体が屈辱的な出来事であり、そのことを第三者に口外することで更なる辱めを受けることになりかねない、また相談しても直ちに解決の見通しが立ちにくいとの理由から相談そのものをあきらめてしまう傾向があるのではないかとのご意見をこれまでいただいております。

次に虐待に関する相談や通報の件数についてですが、年々増加傾向にございまして、平成 23 年度は 31 件、平成 24 年度は 47 件、平成 25 年度は 55 件、平成 26 年度は 71 件となっております。養護者による虐待が多くを占めており、各区役所の支援課や障害者生活支援センターが窓口となり、対応しているケースが中心となっております。

9 ページをお願いいたします。高齢・障害者権利擁護センターは条例施行後に高齢者や障害者の権利擁護に関する体制整備の一環として、平成 24 年 10 月に設置した機関であり、社会福祉協議会への委託により運営しております。

具体的な役割としては、区役所支援課や障害者生活支援センターなどの相談支援機関が取り扱うケースの中でも、特に困難な事例について相談支援機関への助言などを行う、いわゆる「スーパーバイズ」事業を実施しております。また医師や弁護士などの嘱託専門職に医学や法学の専門的な見地からの助言を踏まえて問題解決に向けた取組を行っております。

スーパーバイズ事業については高齢者に関わる相談も含めた件数が、平成 24 年度 12 件、平成 25 年度 65 件、平成 26 年度 179 件と増加しています。また医師や弁護士などの専門職が関わった相談件数は平成 25 年度が 64 件、平成 26 年度が 82 件となっております。

次に障害者生活支援センターについてでございます。障害者総合支援法に定めのある地域生活支援事業として、地域の障害者からの相談、必要な情報提供や助言、虐待の防止等に関する取組など、障害者の権利擁護の推進に関する事業を市町村が行うこととされておりますが、本市におきまして各区に設置しております 15 の障害者生活支援センターにこの業務を委託しております。センターの相談件数は継続、新規とも年々増加しており、平成 26 年度は継続相談が 17,527 件、新規相談が 2,625 件となっております。

ノーマライゼーション条例制定にあたって、「条例について話し合う 100 人委員会」が大きな役割を果たしたことは先ほどご説明いたしました。この取組を条例制定後も継続して、市の施策について市民が意見交換を行う場として、「誰もが共に暮らすための市民会議」を設置いたしました。市民会議は年 3 回程度開催しており、これまで延べ 747 人が参加をしております。話し合われた意見については、障害者政策委員会などに

報告され、今後の障害者福祉施策を検討する際の参考とさせていただいております。

今年度の市民会議については、今週金曜日夜、浦和駅東口のコムナーレ 10 階にて開催する予定でございます。

続きまして 10 ページをお願いいたします。障害者の権利の擁護に関する委員会は、障害者に対する差別に関する申し立てがあった場合に、助言やあっせん、勧告を求めることができる機関として、条例に規定したものでございます。

先ほど障害者差別に関する相談は年間数件ということをご説明いたしましたが、申し立てに至りましてはこれまでゼロ件という状況でございます。委員会ではこれまで国の制度改正や市における相談の実態等についての報告を踏まえた検討などを行ってまいりましたが、平成 26 年度につきましては、障害者差別解消法に定められた「障害者差別解消支援地域協議会」を法施行前に試行的に設置運営する内閣府のモデル事業に取り組んだところでございます。

障害者差別解消法は平成 28 年 4 月に施行されますが、本年度もこの取組を継続していく予定でございます。

資料の下段になりますが、地域自立支援協議会は、障害者総合支援法の規定に基づき、障害者等への支援の体制の整備を図るため、関係機関、関係団体及び障害者等の福祉、医療、教育又は雇用に関連する職務に従事する者その他の関係者が幅広く参加し、定期的な協議を行い、相互の連絡を図ることにより、地域における障害者等への支援体制に関する課題について情報を共有し、地域の実情に応じた体制の整備について協議を行うことを目的として設置されております。

条例の検討に当たってこれまで要綱で設置されていた協議会の役割を条例に位置付け、明確化いたしました。現在、本協議会の他、地域生活支援部会と虐待防止部会を設置し、それぞれ障害者の地域生活を支援する取組、虐待防止等のためのネットワークの強化についての検討、効果的な研修や虐待事例集の作成などに取り組んでおります。

11 ページをお願いいたします。障害者施策推進本部は条例の施行を踏まえ、市の全庁横断的な推進体制を構築すべく、市長を本部長として幹部職員で構成される障害者施策推進本部を設置しております。

推進本部では市民会議や障害者政策委員会からの意見等を踏まえ、障害者総合支援計画に基づいた各施策を実施しております。また、市の幹部職員が障害についての理解を深め、率先してノーマライゼーション社会の実現に向けて取り組む姿勢を市民に示すため、各種の研修を実施しております。

12 ページは委員会の冒頭でご説明した内容になりますので、割愛させていただきます。

13 ページをお願いいたします。他団体における、いわゆる障害者差別解消条例の制定状況でございます。平成 19 年に千葉県で制定されてから、9 の道府県と本市を含めて 3 の市で制定しております。指定都市におきましては、仙台市と新潟市で現在制定に

向けた取組が進んでいると伺っております。

14 ページをお願いいたします。今後のスケジュールでございます。本日の委員会、7月3日に開催される予定の市民会議におきまして、これまで申し上げた条例の施行状況についての現状を把握いただければ、と考えております。この後、7月以降に条例の施行状況についてのアンケートや意見について、障害者政策委員会の皆様をはじめ、広くご意見を募りたいと考えております。

10月に開催を予定している委員会や市民会議におきまして、いただいたご意見について、皆様にご説明させていただき、更にご意見を賜りたいと考えております。

こうしたご意見も踏まえまして、12月を目途に条例の施行状況に関する論点の整理を行ってまいりたいと考えております。

現時点ではどのようなご意見がどれだけ集まるのか、不明でございます。あくまで現時点での予定ですが、年度末の市民会議や政策委員会の場で、これまでいただいたご意見等に基づいて、条例の施行状況に関する市の考え方をご説明できればと考えております。

資料3は条例本文、資料4は条例に関する障害者施策推進協議会からの最終報告書ですが、参考としてお手元にご用意させていただきました。

以上、条例の施行状況と今後のスケジュールについてご説明させていただきました。長くなりましたが、説明は以上でございます。よろしくをお願いいたします。

(平野委員長)

ありがとうございます。今事務局から資料2によりまして、ノーマライゼーション条例が出来るまでの経過と出来てからのこの5年間の歩みについて報告をいただきました。そのうえで1ページにありますように、課題としては条例の附則第3項にございますように施行後5年を目途として今後のあり方について検討するという事になっておまして、このことが今年度の課題となっております。そしてどのように進めるかというのが、資料の最後にありますように、今日議論が始まりまして、秋までに更に議論を深めるということでございます。先ほどご説明したように国の動きもございまして、そういったものも合わせながら検討を進め、今年度末までに一定の答えを出していきたいというのが今年度の流れでございます。

この課題は重要ですし、この1年間の主な取組になりますので、第1回の委員会で恐縮ですが、各委員さんからこの5年間の取組がどうだったのか、それから今後こういったことを考えていくということをお一人ずつ一言、ただし時間の関係で、お一人50秒でお願いしたいと思います。それでは川津委員さんから順番にお願いいたします。

(川津委員)

川津です。ノーマライゼーション条例が施行されてから5年目ということで、これま

での流れを振り返りますと、条例が障害者の実態にそぐわないところがあるのかなと思います。国の動向は障害者差別解消法など、どんどん変わっています。権利条約が批准されたとか。条例もそこに合わせて見直しをしていって実態に合わせていくべきだと思っていたのですが、なかなかこの5年間でそうした見直しがなされなかったと思います。

それから、今日、条例の見直しということで話が合ったかと思いますが、今ご提示があったスケジュールですと、1年間に3回の委員会で行うということですが、十分かどうかということが大変心配です。例えば当事者も含めた小委員会などで条例のあり方を考える会議ができますと理解が深まるのではないかと思います。

それからこちらの資料に載っている図に市民会議のことが書かれていますが、その会議の内容を政策委員会に伝え、委員会の議論をまた重ねるというイメージだと思います。今年度のスケジュールを見ますと政策委員会の後に市民会議が行われることになっているので、その後のことがないのですね。本来でしたら市民会議を先に開催し、市民の方の考えはこうなのかという市民会議の意見を踏まえて、政策委員会で議論をしていくということが妥当な線だと思います。順番的にずれているのではないかと思いますので、そのあたりのスケジュールも考えていただけるとよいかと思います。以上です。

(田口委員)

先ほどの自己紹介の際に申し上げればよかったのかもかもしれませんが、自分の所属している障害者団体のことです。他の団体とはだいぶ異なっています。私どもの団体はさいたま市が誕生した時に浦和、大宮、与野、後から岩槻が入ってできた身体障害の連合会です。昭和25年に身体障害者福祉法ができて、それをきっかけにそれぞれの身体障害の団体ができました。会員はその時の会員で、全員が高齢者です。したがって会員の関心が高いのはノーマライゼーション条例よりもむしろ介護保険のことです。障害者制度よりも介護保険の制度が優先になりますので。松葉杖や車いすを利用する場合、以前は障害者施策の対象となっておりましたが、今は介護保険からの給付となりますので、関係がありません。私どもの団体の大宮福祉会では、65歳以下の会員はたったの3名で、役員は全員後期高齢者です。企画する講演会も介護保険の専門家を招いて行うこととしており、昨年は社会福祉協議会のあんしんサポートを対象にしたものですか、障害と関係のない内容になっています。その前は有償ボランティアの人たちが世話をしてくれるとか。役員会に来るにも配偶者に連れてきてもらったり、家族に頼んだりとか、そうした方が半数です。会員数は500人ですが、集まるのはごく限られた方で30人くらいです。そんなわけで、申し訳ないのですが、あまり関心がないというのが実態です。

それからもう一つ質問してもよろしいでしょうか。資料2の3ページから4ページのところで、障害者数の推移ということで、身体障害者手帳所持者数、療育手帳所持者数、それから精神障害者保健福祉手帳所持者数がすごく伸びていますが、人口が大幅に伸びていない中で、これはどういった理由が考えられるのでしょうか。例えば精神障害者に

については、報道などによれば労働条件が厳しくて、精神の方が増えたとか。身体の方で言えば、脳卒中の方が増えたとか。療育手帳の所持者が増えているのはどういったことなのか、などいろいろ考えてみるのですが、どういうわけなのでしょう。

(平野委員長)

これは市の方でもすぐに答えが出るわけではないのですが、人口が増えなくとも障害者の方が増える理由には定説がありまして、一つは人口の年齢構成が上がっていくということです。年齢構成が上がっていくと、高齢者が増えるので、どうしても難聴ですとか白内障ですとか、そういった障害を持つ方の率が上がっていくということ、これが一つの理由です。

二つ目は、医学の進歩ですね。医学が進歩したことで命が助かったけれども、障害が残ったという方が増えた。それからこれまで発見されていなかった障害が見つかるようになったということ。例えば発達障害などはそうした傾向が強いのですね。

三つ目は特に精神がそうなのですが、社会の理解ですね。昔は精神の手帳を取ることにものすごい抵抗があったのですけれども、今はだいぶ受け入れられてきて、サービスを利用するために取ろう、そういう変化が来ているというのが一般的な理解として定説になっています。さいたま市もそのような傾向にあると思いますが、よろしいですかね。

はい、それでは次に富田委員さん。

(富田委員)

1点、私どもの会で、啓蒙する際に使う資料というものが年々なくなってきていまして、以前リーフレットのようなものを市がつくっていたと思うのですが、本日配布された冊子は小学校等々と説明されていたと思います。これを小学生に使うのかなというのは直感的には難しいのではないかと思います。この間、権利条約に関する絵本をつくっていただきましたが、言葉の端々に教育的に何というか、理解する、理解できるそうした資料があればいいなと、ふと思いました。以上です。

(河西委員)

今回、この委員会に初めて参加させていただいたのですが、緊張しつつ、どこかに希望がないかなと思っていたのですが、ノーマライゼーション条例が制定された時に、市長のしあわせ倍増プランでそのことを知りました。この5年間で、先ほどの話の中で理念は美しく素晴らしいけれども、実質どうなのかなということがありました。先ほどの議題でA B C Dの評価の内容を聞いているうちに、どんどん気持ちが沈んでしまうところが正直あります。

先ほど手帳所持者の人数がなんで増えているのかと思ったのですが、科学的にこの冊子を児童に配って、実質の状態がこうであるという社会を実感したら身を守るために身

体も精神も手帳取得者が増えていくのではないかなと思ってしまいました。聞きながら学んで、でもどこかに希望は見つけないかと本当は思っています。

事務局の皆さん、行政の皆さん含め、皆さんが精一杯なのですが、つい最近の状況からいったら、この国の政策の状況で大丈夫なのだろうかと思っています。福祉のことがやけに気になっていて、安倍政権に物申せるような状況にはならないのですが、気持ちがどんどん沈んでしまったというのが感想です。

(岡田委員)

私たち精神の家族会の実感からすると、ノーマライゼーション条例が自分たちの実生活にどう影響してきたのかというのが実感できないというのが実感になります。認知度自体もまだまだ低いというのもアンケートから出ていますけれども、特に精神の場合には地域で生活していて、精神科以外の医療機関にかかることのハードルが高くなっているということがありまして、家族会の中でも癌ですとか、重篤な病気を併発する方がいらっしゃるのですが、なかなか受け入れ先が見つからなくて、たらい回しをされてということもございます。

あとはケガをした時に救急の処置をしてもらっても、その後、うちには精神科がないから入院はできませんと言われて、ギブスを固定されたまま家に帰されたというような事例が実際にあります。

資料3の3ページに、条例の基本理念として第3条に、障害者への差別をなくし、及び虐待を防止するための取組は、市、市民及び事業者並びに障害者の医療、保健、福祉、教育、就労等に関係する機関が障害者を権利の主体であると認識し、その権利を尊重し、それぞれの障害者に対する理解を深めることにより行われなければならないという基本的な理念すらも守られていない、地域の中ではいきわたっていないと思っております、これをどのようにしていったらいいのかということは私自身も考えていきたいと思っているところです。

(石井委員)

障害者総合支援法ができて、3年目に入りますが、難病患者が増えたことでいろいろと救われている方もおります。いろんな新しい医学の進歩とともに、患者さんの新しい病気が発見されまして、支援法を利用できるようになりました。対象疾患が拡大されたことによって、難病患者が障害福祉サービスを利用しやすい環境になっていくようにしたいと思えます。

(長岡委員)

長岡です。私は事業所での取組を通して、利用されている方の声をお伝えできればと思います。まず初めにノーマライゼーション条例ということで、利用されている方への

説明を試みたのですが、難しかったのですね。差別ということが非常にわかりにくくて、逆に虐待防止法のほうが説明をし易かったなと思いました。知的障害の方が多かったのではなおさらそのように思いました。

簡明版も一見すると非常にわかりやすいのですが、もうちょっと簡単なものがあると障害のある方にももう少しわかりやすく説明できるかなという思いがありました。

また、条例については支援する立場、事業所として相談支援も行っている立場です。条例をキーワードにすると権利侵害のような場面では市の支援課の方とお話がしやすかったと思います。行政の立場とか、事業所の立場とかで、どうしようかというところで一つの拠り所にするにはできたし、そういったところでこの条例の持つ意味は非常に大きかったのではないかなという気がしております。

もう一つ、3点目。事業所は虐待から障害のある方を守るだけではなくて、いつ虐待の加害者になるのかわからないという立場もあると思います。そうした中で事業所として条例とか虐待防止法とかを活用しながら常に職員の意識を高めるような取組をしているところですが、そうした立場で言うと虐待防止法の周知度に比べると、市内の事業所の条例についての認知度が低いのではないかなと思っています。

実際に目の前の方に権利侵害があった際に虐待防止法だとかこういうふうに、もっと広げれば刑事事件にということがわかるのですが、条例とつなげると途端にわかりにくくなってしまふところがあって、だけど、そうしたところでカバーしきれない部分をこの条例が担ってくれるといいかなと思います。以上です。

(高濱委員)

大枠として、平野さんを中心として前進はしてきているということは確実に感じるのはです。一步一步だと思っていますが、この理念を見るにつけ、例えば、この前も言いましたが、市のマラソン大会ですね。僕はこの前の障害者政策委員会の後で、わざわざ市に聞きに行ったのですよ。なんで車イスの人は出られないのですかということ。そうしたらいろいろと理由を言っていました、新年度の案内を見たらわざわざ太字で車イスの方は参加できませんと書いてありました。

この理念からいくと何とか頑張って数人でも車イスの人を参加させるのが、理念の浸透だと思うのです。だけど面倒くさがっているのですね。それは意識の問題で、いろいろ大変じゃん、安全面で、ということですね。市を挙げて祭りとしてやるマラソン大会で、まさにいろいろな人が入ってきてやる方がアピールにもなるのになんじゃこりゃという感じです。清水市長が出てきて前進はしてきていると思いますが、お膝下の役人さんこそ全然ダメだなと。

(荻原委員)

ちょっと感想的なことになるのですが、お話をさせていただきますと、さいたま市さん

は率先していろいろと障害者関係に取り組んでいただいているなという印象を受けました。以上です。

(河崎委員)

埼玉県障害者雇用サポートセンターの河崎です。私は障害者雇用の部分で携わらせていただいているのですが、企業さんの中ではなかなかさいたま市のノーマライゼーション条例について話が出てくるということはありません。ただ障害者権利条約が批准され、合理的配慮ということを考えて、障害者雇用の部分でも意識して進めているということがあります。

ただ、一般の企業の方にとってはなかなか難しく障害者サポートセンターの中でも今年度研究会というものをやっていて、年5回くらい開催するのですが、障害者雇用を中心に進めている企業さん、特例子会社の方に集まらせていただいて、企業における障害者雇用に関する合理的配慮とはどのようなことを考えていったらいいのか、どのように対応していったらいいのかということ今年度1年間かけて勉強していくということにしています。

障害者雇用のところでも少しずつノーマライゼーションや合理的配慮といったことについて意識が高まってくる、高まって来なくてはならない、来ざるを得ないと思っています。以上です。

(鈴木委員)

私も今年から参加したので、今話を伺っているいろいろと取り組んでいるのだなというのが率直な意見です。ただ、PTAの保護者からの気持ちといたしましては、大変申し訳ないのですが、さいたま市の特別支援学校の実情ですね。資料1の13ページに特別支援学校の整備という計画の事業がありますが、実績として建設工事完了という項目があり、これはおそらくひまわり特別支援学校のことだと思います。

うちの娘は知的障害なのですが、さいたま市には肢体不自由児の学校はあるのですが、知的障害の特別支援学校がありません。そのためどうしても県立の学校に行かなければならないということがあります。

特別支援学級の設置率については、目標が46.9%で実績が59.4%になっています。今年度大宮北特別支援学校に入学してきた1年生は22人です。例年は7、8名です。先ほどの療育手帳の増加について説明がありましたが、たぶん今の若いお母さん方は研究熱心ですので情報を早いうちから取り入れて、いろいろなサービスを早いうちから我が子に、という気持ちが強いと思うのですね。こうした理由から手帳を取得する年齢層が下がっているのではないかと思うのですが、先ほど話した22人というのはすごい数です。学校の全児童生徒数は240人で、この人数を聞くとそんなに多くないと思われるかもしれませんが、全員障害者です。中には重度障害者もおります。十何年前に読売

新聞で廊下を教室にしている特別支援学校があるという話が記事になったことがあり、聞き覚えがある方もいらっしゃるかと思いますが、その時の人数が 245 人です。もうすぐその人数に差し掛かっております。今年は図工室が教室になっておりますし、図書室も教室になってしまいました。けれどもさいたま市に知的の特別支援学校がないので子どもたちは県立に行かざるを得ません。

私は昨年まで P T A の副会長を務めておりましたので、埼特 P 連にも陳情を出しております。差別とは思っておりませんが、普通の学校は法律で定員数が決まっています。40 人を超えたらクラスを増やす、先生を増やすということが法律で決まっています。けれども私たちのところにはその法律がありません。そのため、いっぱいになっても学校を増やすという法律がないので国が動かないのですね。そのことは埼玉県にも申し入れております。それでも子どもたちは背もたれのない図工室のイスで頑張って勉強しています。学校は楽しいと言って通っています。子どもたちは声を上げられません。そのため代わりに私がこういった場で声を上げさせていただく機会をいただいております。ありがとうございます。

(山崎委員)

今日はありがとうございました。私たち視覚障害者福祉協会では中途から失明された方、生まれつき先天的に目の見えない方などの集まりで、家族や晴眼者の方に賛助会員となっていただいてサポートを受けている団体です。

私は、この総合支援法にしる、その理念にしる、本当に素晴らしいなと思います。ただ私たちが生活している中で、自立する、目の見えない者が一人で生活している、外を歩く、通勤をする、その中で買い物に行く、ATM が一人で使えない、盲導犬が傷つけられる、杖を持っている者が転ばされる、そういった中で転落を防ぐためにホームに柵を設けるとか、いろいろな方法で視覚障害者が一人で生活できるようにという気持ちでいます。自分たちの生活で精一杯です。ですので、この理念、素晴らしい条例、素晴らしい法律に対してもまだまだ現実問題として自分のものになっていない。皆さんがおっしゃるように密接に取り入れられていないところがあり、現実問題として受け入れられないところがたくさんあって、勉強不足ということも恥ずかしいのですが、自分たちが生活していく上でこれからはもっともっと勉強して、これを現実問題としていかなければならないと思います。よろしく願いいたします。

(宮部委員)

育成会の宮部です。ノーマライゼーション条例については、市民会議、その前の 100 人委員会の頃から参加をさせていただきました。私たちの個々の力は微々たるものだと思いますのですが、皆さんと話し合ったうえで 100 人委員会をとおして条例をつくりあげたということは大きな意味があったことと思っています。

その中で、知的障害については、昨年度の計画のパブリック・コメントでも意見の多かった居住の場についての関心が一番高いです。それとあわせて障害者権利条約のことも考えますと、合理的配慮、意思決定支援といったところも興味を持っているところですので、今後皆さんと一緒に検討できればいいなというふうに思っています。よろしくお願いいいたします。

(日根野谷委員)

日根野谷でございます。とても立派な障害者総合支援計画を作っていただいた関係者、前任の委員の皆さんに感謝申し上げたいと思います。現代社会において情報の70%は視覚から得ると言われておりますが、私ども視覚障害者は、情報弱者の立場でございます。例えば、今日この会議に出ておられます、「準備してきたつもりですが、何ページをご覧くださいと言われても、視覚障害者にはフォローできないのですね。」非常につらいのです。計画の中にも視覚障害者に対する情報の提供ということがうたわれております。重点項目として星印を付けていただいて、少なくとも公的な文書は音声データを付けていただけるようなことにしていただければありがたいなと思います。民間に対してもそのような啓発活動をしていただければと思います。そのためにはアクセシビリティというのでしょうか、パソコンというのは、WEBでも「視覚障害者には」読みづらいサイトがたくさんありまして、「視覚障害者への」アクセシビリティの簡便さを心掛けていただければと思います。平均的な視覚障害者が一番ありがたいのはデージーという音声データです。

それともう一つ、ご存じのように一昨年からタクシー券の支給が打ち切られました。同時に難病見舞金も打ち切られました。納税者といえどもそれだけで数万円の自己負担が発生してしまいます。それを積み重ねますと移動支援の自己負担やICTの音声化ソフトの購入ですとかいろいろな費用が掛かってきまして、簡単に「数十万の金額」になりまして、タダでタクシー券を利用している人と可処分所得が逆転してしまう状態なのですね。この社会活動における移動権の確立については、視覚障害者に特別の配慮をお願いしたいと思います。これは私が参加しているサークルの仲間の意見でもあります。この2年間の間に少しでも前進していただければと思っております。

(平野委員長)

ありがとうございました。それではここで皆さんの発言をまとめる意味で遅塚委員さんと斎藤副委員長さんからご発言をいただきたいと思っております。

(遅塚委員)

私もさいたま市民としてはノーマライゼーション条例が出来てから今までどう変わったのかという実感は正直あまりないです。ないのですが、障害福祉の分野に限定して

3年とか5年で何が変わったのかと言われれば、そんなに大きくは変わっていないのだろうと。制度はたくさん変わっていますが、自分たちの暮らしにどう反映するのかと言われればそんなに短期間では変わっていないのではないかと思います。逆にもうちょっと長いスパンで考えると、10年前の福祉、20年前の障害福祉を思い出していただければ、ものすごく変わっているわけです。20年前には知的障害の方に対するホームヘルパーの派遣は実施していない自治体の方が多かったわけで、それを考えると大きく見れば世の中どんどん変わってきているのだなあと。

ただ、自分も地方行政に長く携わっていて思うのですが、条例というものは非常に難しいものであって、どなたかがおっしゃっていましたが、条約や法律が出来て前面に出てくると条例の位置付けというものが、なんでわざわざつくるのだろうかというところで難しい部分がでてきてしまうということはあると思います。

そうした意味では何か実体的に物事を動かすというよりは、さいたま市の理念を示すという側面の方が大きいのではないかと思います。現行のさいたま市の条例は差別の禁止ですとか、虐待についての対応ですとか、そういった部分がどうしても目についてしまいますが、名称は「誰もが共に暮らすための障害者の権利の擁護等に関する条例」ですから、さいたま市として、共に暮らすとはどのようなことなのかということで、理念をこれから考えていく、いろいろなものが追いついてきても古びないようなさいたま市としての理念を示すというのが条例の役割ではないかなと思っております。以上です。

(斎藤委員)

条例の制定から携わって参りました。策定過程の際の特徴点は徹底して市民の皆さんの意見をもとにして作ったということで、振り返るとすごかったなと思います。それからまだ批准前でしたが、障害者権利条約を意識したこと、そういった観点から全文を検討したことが特徴だったかなと思います。

本当に早いなと思いますが、今年で5年目を迎えて見直しの時期を迎えるということになりましたので、この見直しの機会をしっかりと活かせるようにしていくということが大事なのではないかと皆さんの意見を聞いて思いました。その内容として条例がある意味をもう一度考えていくこと、それからこの見直しの機会を使って条例の浸透を一層進めること、条例を知っていくということで、もし当事者の皆さんが諦めているとか、差別されている自覚を持ってないということであれば、もう一度意識して、エンパワーメントしていくということがこのプロセスで大事なのではないかというふうに思います。

そうした意味でもたくさんの意見を幅広く寄せあうような仕組みというものをもう一歩考え直すことが必要ではないかと思いました。条例の見直しをしているのですよということを周知していくことが大事ですし、それをいろんな場面で学び合うこと、そしてこの政策委員会や市民会議にとどまらず、団体ヒアリングですとかタウンミーティング的なものですか、それから条例の出発点が嫌だったこと悲しかったことなどの事例

集ということもあったので、そうした機会にアクセスをたくさんつくって意見を求めることが大事かなと思いました。

最後にプロセス全体をオープンにするということがいろんな人が参加しやすい見直しになるのではないかと思いますので、次回の政策委員会を待たずして、市民会議でもいろいろな意見が出るとと思いますので、追っていくということが大事だろうと思います。以上です。

(平野委員長)

皆様方、ご意見ありがとうございました。各委員さんの所属する団体、領域の状況も出させていただきましたし、抱えている問題、そして条例の評価、いろいろな意見がございました。これを踏まえて今年1年間議論をしていきたいと思っております。今齋藤委員さんからも話があったのですが、次回の委員会を10月としたのは、今、国で総合支援法の議論が始まっておりまして、改正の方向が9月頃に出るだろうということで、それで10月に行くことで、国の動きとあわせてこの条例の話ができると思ったのですが、今日皆さんから議論がありましたが、場合によっては違うかたちで議論することは今後提起させていただきたいと思います。それから川津さんの方からもっと細かい議論が必要ではないか、あるいは市民会議との順番も考えるべきではないかという意見もございました。これも踏まえて齋藤委員さんからもっとみんなで議論できるようなということで、そういった1年にしていきたいと思っておりますので、よろしくお願ひする次第でございます。

さてここで、大変申し訳ないのですが、私の認識の誤りで今日の会議を4時半までと思っております、後でよく見たら4時で終わる予定だったのですね。すいません、あと10分くらいで終わらせますので。進行のミスでございます、昨日の会議が4時半までだったもので。そんなことで後は報告事項になります。

その他

(平野委員長)

一つ目は川津委員から手話言語条例についてということで、これは実は前の障害者政策委員会でもご提案があったのですが、その時とまたメンバーが変わりましたので、改めて、シンポジウムなども開催されるということですので大変恐縮ですが、もう一回簡単に説明して議論していきたいと思ひます。

法律の見直しの中でもコミュニケーション支援をどうするのかということが議論になっておりますので、そういったことも踏まえて議論していくことになると思ひますが、それでは川津委員さんの方からお願いいたします。

(川津委員)

川津です。こちらの手話言語条例のことで、時間を過ぎながら、時間を割いていただいてありがとうございます。先ほどの平野委員長のお話のとおり顔ぶれが変わりましたのでこの手話言語条例に対する取組を知っていただこうと思ってお時間をいただきました。重要なところだけピックアップしてお話させていただきます。聴覚障害者といっても難聴者、中途失聴者、ろう者ということで分かれるのですけれども、聴覚障害者にとって情報保障や意思疎通といったことで必要性がございます。難聴者の方は普通学校に通いながら途中で失聴してしまった方などもおられ、実は筆談とかそういった方法によるコミュニケーションが成立できるところがございます。

ただし、生来の聴覚障害者、ろう者は筆談ではほとんどコミュニケーションが取れないというところがございます。それを学ぶ間もなく、情報を得る間もなく生きてこられた方が多く、手を使った手話という言語、表情を見て理解するということがコミュニケーションを取ってきています。昔、ろう学校というところに通うにあたって恥ずかしくて通わせられないという親御さんもいたくらい差別的な環境の中で育った方もいらっしゃいました。

親御さんとのコミュニケーションもままならず、障害を隠されて生きてこられたという家庭もあるくらいです。学校の中でも手話教育ということは認められておりませんが、やっと平成 10 年くらいに国が認めたくらいに、ずっと教育現場でも扱われてこなかったという歴史がございます。

そこで障害者権利条約が採択され、批准されたことで障害者の権利が認められてきています。その中で手話というものを皆さんが使われている日本語と同じ言語として認めていただこうという取組でございます。

障害者基本法が改正される際にですね、言語して手話を含むということが明記されるようになりました。国に対して手話というものを言語として位置付けるために平成 25 年くらいから手話言語法の法整備を求める意見書ということで、各団体が地方自治体に働きかけて意見書を採択してほしいという取組を始めました。私どもも市議会の方に働きかけて無事国の方に提出が叶っております。

日本全国で、6月24日現在、1,717の自治体で意見書が採択されました。ほとんど90%ですね。間もなく100%実現の予定でございます。国に対して手話言語法ということで取組を求めており、まだ法律の方はどうなるかわかりませんし、取組の方はどうなるかわかりません。

また条例につきましては、地方自治体でつくるものだと理解しています。ご承知のとおり鳥取県で平成25年10月に先にできまして、今年の3月に18の自治体で条例ができております。資料に詳しくのっていますので、後ほどご覧いただきたいと思います。政令指定都市では兵庫県の神戸市で今年の3月に制定されていますし、条例制定に向けた検討委員会が始まったという自治体も聞いております。

私どもの上部団体の全国組織に聞きますと、検討委員会が始まった自治体については把握できていないとのことですが、埼玉県内の動きとして、富士見市と三芳町で5月12日から始まっていると聞いておりまして、来年の4月に施行予定ということでした。朝霞市も4月28日から検討委員会を設けて、6月1日から30日まではパブリック・コメントを実施していると伺っております。この9月議会でうまくいけば来年の4月から施行できるのではないかとということです。こちらの3自治体の他にもいろいろと聞かれているのですが、さいたま市が一番大きな市ですが、どうですかと聞かれています。私どもも行政と一緒にこの手話言語条例を進めていきたいと考えております。

県の動向は置いておきまして、やはりこのノーマライゼーション条例を先駆けて制定した政令指定都市です。この中でどう手話言語条例を進められるかということは全国から注目度が高くなっています。少しでも早くこの条例が進んでいけばいいと思っています。

先ほど、ろう学校の中で十分な手話教育が受けられなかったという人もいたと話をしました。筆談ができる者もいますが、ルビを付けても、わかりやすく書いてくださっても、やはり筆談は難しいのです。現実問題として、例えば災害時に避難する場合、要支援者名簿に基づいて何かをしようと思っても、資料のルビが振ってあっても意味が解読できなかつたり、わからなかつたりします。実際にはどうするかというと、区役所に向いて手話で資料の内容を説明してくれということです。通知をもらってもそれを一読では理解できずに、そこから手話で説明をしてもらおうということになります。聴覚障害者に対しては筆談で通じるのではないかという誤解があるのであれば、まずそこがずれているのかなと思いますし、手話を言語として認めながら相手の特徴に合わせて、例えば病院の医師の説明の際に、例えば、明日健康診断をしますと。朝はごはんを食べないでくださいと筆談で説明されて、ごはんを食べてはいけないと理解して帰宅しました。それで思うのは、ごはんはダメだけど、パンならいいだろうということなのです。そういった誤解が笑い話のようですが、たくさんあります。こうした誤解を解くためにしっかりと手話通訳などに対応してもらわなければなりません。意味を持ったコミュニケーションというのを図っていかなければ自分たちの生活は改善されないということです。

ノーマライゼーション条例の第25条の第3項に災害の際にサポートするということが書いてあります。こちらに関しても言ってみれば、東日本大震災でも同じなのですが、防災無線がありました。そういった方法を使った呼びかけやコミュニケーションではです、どうしたかということ、結局手話ができる方が各避難所を回ったということで、全く当事者たちは何が起こったのかわからなかったという話を聞いています。皆さんであれば避難所の方々と情報共有できたでしょうが、それすらも出来なかった障害者がいたということです。津波はわかっても、原発事故は見えないのでわからなかったということが後でわかったということがありましたので、今後、ノーマライゼーション条例を考えていく中で、理念はいいのですが、実際に手話言語条例として独立して考えていか

ないとやはり考え方が違うのかなと思っております。もし盛り込むとすると間違った理解をしてしまうのではないかという危惧がございますので独立してこの手話言語条例というものを考えていければと思います。簡単な説明で、もう少し説明すると理解が深まるのですが、時間の関係で終了させていただきます。

今回チラシも配りまして、こちらの方の説明なのですが、シンポジウムを我々の団体の方で行います。7月25日土曜日午後1時半から、場所は障害者交流センターのホールを使って行います。内容は手話言語条例に関する講演で、全国の様子なども含めて全日本ろうあ連盟の久松事務局長にお願いする予定です。その後、当事者3人の体験談ということで、高齢者と中年と若者ということでお願いしております、それぞれのコミュニケーションの実情についてどういうふう生きてきたかということをお話させていただきます。その後シンポジウムを行う予定です。皆様ご都合がございましたら是非ご参加いただければと思います。以上です。

(平野委員長)

はい、ありがとうございます。前回の委員会では、議論を参考までに言いますと、聴覚障害者のコミュニケーション補助についての理解は全体で共有があったんですけども、視覚障害の方のほうからは、コミュニケーションの問題でハンディキャップを持っているのは、他の障害の方もあると。同じ発達障害の方からもそのようなことがあります。できれば、こういう条例を作るのであれば、コミュニケーションの障害のある人みんなが改善できるような、そういうものを目指さないか、という意見もあったというような形でございます。

ちょっと、今日はここで、答えをどうこうする訳ではございませんけれども、そういった意見も踏まえながら、今後検討していきたいと思います。そういう形で今回は1回目ということでご説明頂いたという形、そういうことでご了解頂きたいと思います。

(川津委員)

今のお話はそのとおりなのですが、1年間で後残り2回障害者政策委員会があります。ここではやはりノーマライゼーション条例の見直しが中心になると思います。したがって、こちらの提案については、この政策委員会で取り扱うのは難しいと思いますので、私どもの団体としては、この障害者政策委員会でメンバーを募っていただいて、手話言語条例に関する小委員会のようなものを設けていただけると少し進むのではないかと考えております。行政の方で進めていただけるのが一番いいのですが、担当課に話してもなかなか進まなかったりしましたので、今回この障害者政策委員会の皆様を含めましてこうした小委員会を設けることをご提示させていただきます。議員さんに相談してもそのようなかたちの方が進むのではないかという助言もいただきまして、そういったかたちで進めていくことを提案させていただきます。ご承知おきいただければと思います。

ます。

(平野委員長)

確認ですが、この場で小委員会を設置するということを決めてほしいということでしょうか。

(川津委員)

本来は討議して、お返事をいただきたいのですが、もし進まないようであれば、自分たちの方でやらせていただいてもいいのかなというふうに思っています、例えば自分たちの方で主催して、障害者政策委員会の皆様にもご協力をいただいて、別立ての協議会というか委員会のようなものをつくって進めさせていただいてもいいのかなとちょっとお話しさせていただいたまでです。皆さんがよろしければ独自にそうした検討会にご案内したいと思います。

(平野委員長)

私が言うのも何ですが、聴覚障害者協会として独自にそうした取組を進められることは良いことだと思いますし、それについてこちらのメンバーに協力してほしいということであればそれぞれの委員さんのお考えでいいと思います。

ただし、障害者政策委員会としてそうしたものを設置するとなると、協議して決めなければなりません、聴覚障害者協会として進めるのであれば、進めていただいて、それに対して呼びかけを行っていただくのは構わないと思います。

(川津委員)

承知しました。それでは持ち帰りまして、また組織で確認していきたいと思います。また改めて平野委員長の方と相談させていただきます。

(平野委員長)

はい、承知しました。それでは報告事項を二つお願いいたします。

(障害福祉課長)

遅れての出席となりまして、大変申し訳ございません。障害福祉課長の吉野と申します。どうぞよろしくお願い申し上げます。市の方から2点ほど報告事項がございます。まず、私の方から新聞報道等でご存じの方も多いかと思いますが、南区の障害福祉サービス事業所で発生した事案についてご説明いたします。

はじめに、障害者への差別や虐待を禁止した「ノーマライゼーション条例」を制定している本市としまして、今回の事案はあってはならないことであり、利用者とそのご家

族の皆様はもとより、多くの関係者の皆様に多大なご心配をお掛けしましたことは市としても大変残念なことと考えております。

事件の概要ですが、虐待が発生したのは、お手もとの資料にありますとおり、南区に所在するキャップの貯金箱という事業所です。この事業所は、平成24年5月から、障害者の一般就労のための訓練や、求職活動の支援などを行う就労移行支援事業を実施してまいりました。平成27年4月より、一般就労が困難な障害者に対し、生産活動の機会の提供などを行う、就労継続支援B型事業も開始してまいりました。主な活動内容は、運送会社と連携したペットボトルキャップ回収業務と、リサイクル企業との連携によるペットボトルキャップ分別業務でございます。

虐待事案の内容でございますが、まず、今年3月27日に、電話による通報がありました。通報では、男性従業員が、男性利用者2名の裸の写真を撮影し、携帯電話のコミュニケーションツールであるLINEで他の従業員に送信したり、事業所内の共有パソコンに写真を保存し、誰でも見られる状態にしたりしているとのことでした。

この通報を受け、事業所を運営する法人の理事長に対し、調査を依頼いたしました。しかし、報告された調査結果は不十分であったため、任意の立入り調査と、障害者総合支援法第48条第1項に基づく監査を合わせて、4度にわたる調査を実施いたしました。

調査の結果を踏まえまして、条例で定める基準に従って、適正な指定障害福祉サービスの事業の運営を行うよう、障害者総合支援法第49条第1項の規定に基づく、勧告を行ったところです。また、勧告の内容が事業の運営に適切に反映されるよう、今後、継続的な指導をしてまいります。以上が、今回の虐待事案の概要でございます。

今後、他の事業所においても同様の事例が発生することのないよう、虐待の防止を啓発・普及するために、様々な機会を捉えて研修等を実施し、権利擁護意識の向上を図ってまいります。

以上で、私からの報告を終わります。

(平野委員長)

もう1件続けてお願いします。

(事務局)

それでは、障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律の概要というA4の横になっている表裏の一枚紙の資料をお願いいたします。

途中の議題でもご説明いたしました、平成28年4月に障害者差別解消法が施行されることとなります。この法律は障害者基本法に定められた差別の禁止の基本原則を具体化するためのものですが、法が施行されますと、国や地方公共団体、事業者を問わず障害者に対する差別的取扱いが禁止されるとともに、合理的配慮の提供が国や地方公共団体においては義務、事業者においては努力義務となります。

政府ではこの措置の具体的な対応として、法に基づく差別の解消の推進に関する基本方針を平成 27 年 2 月に閣議決定いたしました。

裏面の縦置きの記載をお願いいたします。法律では、この対応要領は、障害を理由とする差別の禁止に関し、「行政機関等の職員が適切に対応するために必要な要領」とされておりまして、基本方針では、行政機関等はその事務・事業の公共性に鑑み、障害者差別の解消に率先して取り組む主体であり、不当な差別的取扱いの禁止及び合理的配慮の提供が法的義務とされておりまして、国の行政機関の長及び独立行政法人等は、当該機関の職員による取組を確実なものとするため、基本方針に即して対応要領を定めることとされておりまして、

他方、地方公共団体等における対応要領の作成は、地方分権の趣旨に鑑み努力義務とされているところがございますが、本市といたしましては、ノーマライゼーション条例を制定していることに鑑みまして、積極的にこの要領の作成に取り組むとともに、条例の理念を踏まえたものとするのが重要であると考えておりますので、今後の作成作業にあたり、皆様からも御意見等を頂戴するなどのご協力をいただきたいと思います。

対応要領の内容ですが、基本方針に示された記載事項は 5 項目ございまして、1. 趣旨、2. 障害を理由とする不当な差別的取扱い及び合理的配慮の基本的な考え方、3. 障害を理由とする不当な差別的取扱い及び合理的配慮の具体例、4. 相談体制の整備、5. 職員への研修・啓発というそれぞれの項目を柱として、この対応要領を作成してまいりたいと考えております。

今後のスケジュールでございますが、庁内において対応要領に関する情報の共有化を図ったのち、8 月以降、素案の作成に着手したいと考えております。対応要領策定に当たっては法律で「障害者その他の関係者の意見を反映させるために必要な措置」を講じることとされておりまして、次回 10 月の委員会や市民会議におきまして、皆様からもご意見を伺ってまいりたいと考えております。

その後、12 月に対応要領を決定・公表し、年明けから職員に対する周知を徹底してまいりたいと考えております。

本日は資料も少なく、初めて説明を聞かれる方も多いため、イメージがわきにくいところもあるかと思いますが、今後、こうしたものを市として作成していく、そのために皆様のご意見を伺っていくということで、本日、最初のご説明をさせていただいたところでございますので、どうぞよろしくをお願いいたします。

(平野委員長)

以上、二つ報告事項があったのですが、何かご質問などございますか。

(田口委員)

この虐待についてですが、男性の写真を撮ることの問題点はこういったところにあるのでしょうか。

(障害福祉課長)

写真のイメージとしては、1人の方はトイレに入っているところを撮られており、もう1人の方はほぼ全身裸の写真を撮られたということでございます。

(田口委員)

わかりました。

(平野委員長)

今の社会通念からすると男性女性を問わず、自分の身体はプライバシーですから、自分の意思に関係なく写真を撮られて流されるということはプライバシーが損なわれることになると考えていただければと思います。他にいかがでしょうか。

(川津委員)

川津です。確認したいことがあります。ちょっと聞き落としたのかもしれませんが、苦情の電話が3月27日にあったということですが、区役所でしょうか、市役所でしょうかということを確認したいです。

また、4月22日に立ち入り調査をしたということですが、その間の1カ月間にどのような連絡調整をされたのかということを少し詳しく教えていただければと思います。

(障害福祉課長)

最初の連絡は南区役所に入り、南区役所からこちらに連絡が入りました。それで通報者の方とお会いして、虐待があったという話を詳しく聞かせていただきました。

4月までかかったというところでございますが、この通報者の方は従業員の方で、同僚や事業所に自身が通報したということをわからないようにしてほしいという要望がありました。この間にも理事長を呼んだり、警察に相談したり、虐待に遭われた方のご家族にお会いしたりということで、少し時間が経ってしまったということです。何もしないで1カ月過ぎたということではありません。以上です。

(鈴木委員)

私の娘は知的障害があり、この施設が出来たときに個人的にこの施設を訪問し、担当者の方からお話を伺ったことがあるので、この報道は大変ショックでした。確かデンマークの福祉を学んでという趣旨で運営している施設だったと思います。報道だけでは何とも言えませんが、写真を撮った方は、撮られた方が何度言ってもトイレに行ってくれ

なかったので写真を撮ってこういうふうにとイレに行くんだよという説明をしたにもかかわらず、それが理解してもらえなかったということで、そうした実態を市の方にも報告したにもかかわらず返事がなかったと。だからやっていいということではないのですが、SOSを出したのに対応が無かったのでそうしたことになったということがテレビで一部報道されましたが、そのあたりはどうかでしょうか。

(障害福祉課長)

ただ今のご質問にお答えさせていただきます。利用者の方が以前から脱ぎ癖があったということを事前に市の方に断ったということは一切ございません。実際に調査に入った際にそうした話を聞いたことはありますが、以前からそうしたことを市の方に伝えて、脱ぎ癖があるから写真を撮っていいというような許可は市では一切しておりません。以上です。

(平野委員長)

これは市の対応以前にやってはいけないことだと思います。黙って写真を流すなど市の対応云々の前に施設の職員としてやってはいけないことです。他にございますか。よろしいでしょうか。

3 閉会

(平野委員長)

進行の不手際で申し訳ありません。第1回の委員会は、これで議事のほうは終わりますので、事務局の方に進行をお返しいたします。

(事務局)

次回の開催ですが、10月21日水曜日午後2時からの開催を予定しております。会場や議題につきましては詳細が決まりましたら改めてご連絡させていただきます。

また、議題の中でございました、条例に関するご意見については、来月を目途に照会させていただきたいと思っておりますので、御協力のほどよろしくお願いいたします。

(平野委員長)

どうもお疲れ様でした。

以 上